

～パート・アルバイト・契約社員・派遣社員の正社員化を。～

キャリアアップ[®]助成金

正社員化コース



キャリアアップ助成金(正社員化コース)

1.概要

有期雇用労働者(契約社員、パート労働者、派遣労働者)を無期雇用労働者(正社員)に転換、もしくは直接雇用した場合に助成。

2.助成額

①有期 → 正規 : 1人当たり80万円〔1期目(40万円) + 2期目(40万円)〕
(60万円)

②無期 → 正規 : 1人当たり40万円〔1期目(20万円) + 2期目(20万円)〕
(30万円)

※①②合わせて1年度1事業所当たり20人まで

※派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合は(①②)1人当たり28.5万円加算

※母子家庭の母等を転換等した場合は1人当たり①9.5万円 ②4.75万円加算

キャリアアップ助成金(正社員化コース)

令和7年4月転換者からの変更

■ 正社員化コース(【例】中小企業, 有期→正規)

80万円【1期40万円+2期40万円】

重点対象者

重点対象者以外

40万円(1期分のみ)

- ㊦雇入れから3年以上の有期雇用労働者
- ㊧雇入れから3年未満で、
次の①、②いずれにも該当する有期雇用労働者
 - ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 - ②過去1年間に正雇用労働者として雇用されていない
- ㊨派遣労働者、母子家庭の母等



キャリアアップ助成金(正社員化コース)

★ 1人目の正社員転換時には、③または④の加算措置があります。

③ 正社員転換制度を新たに規定……………

※1事業所当たり1回のみ

20万円
(15万円)

④ 多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員) 転換制度を新たに規定

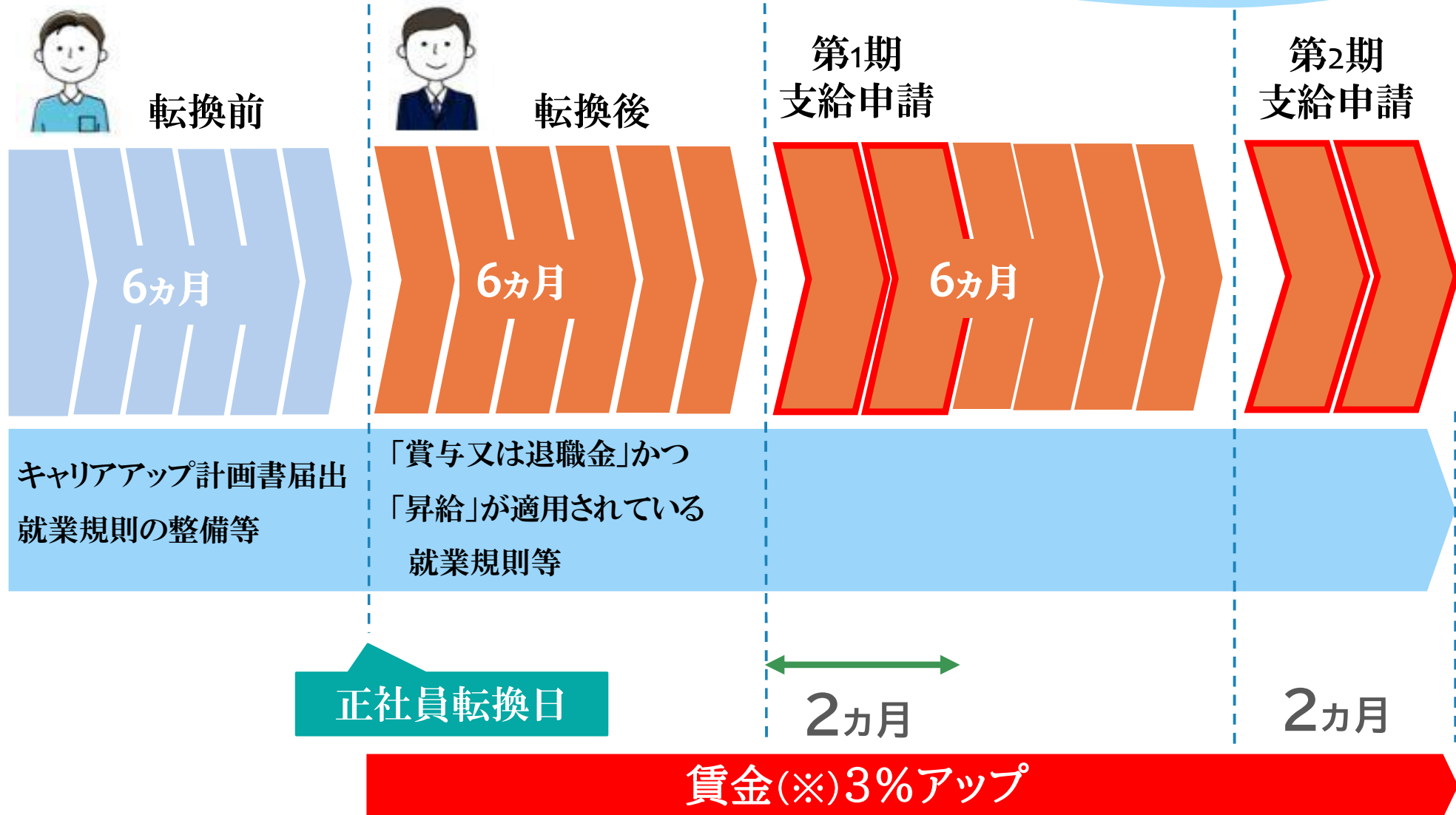
※1事業所当たり1回のみ

……………

40万円
(30万円)

キャリアアップ助成金(正社員化コース)

3.申請までの流れ



※実費補填的な手当（通勤手当、住宅手当、燃料手当、工具手当、食事手当等）及び変動的な手当（歩合給、精皆勤手当、休日手当、調整手当、固定残業手当）は原則賃金に含める事はできません。

キャリアアップ助成金(正社員化コース)

4. 手続きの流れ

キャリアアップ計画の作成・提出

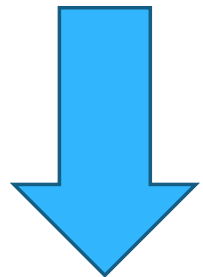


転換・直接雇用を実施する1か月前までに提出

就業規則に転換制度を規定 (10人以上の事業所は労働基準監督署への届出が必要です。)



正規雇用への転換・直接雇用の実施



※正社員に適用される就業規則は「賞与または退職金」かつ「昇給」が適用されている必要があります。

※対象労働者は有期雇用労働者と正社員とで異なる賃金規定(賞与、退職金、手当等)の適用を6か月以上受けている必要があります。

転換後6ヶ月分の賃金を支給・支給申請